

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 6 年 2 月定例会)

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分 から 午後 3 時 45 分
- 2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室
- 3 出席委員 (10 人) 欠席委員 (1 人)

会長	4 番	佐々木 茂夫	(欠)
会長職務代理者	1 番	原田 良一	(出)
委員	2 番	鈴木 敬二郎	(出)
	3 番	山本 幸一郎	(出)
	6 番	小澤 英之	(出)
	7 番	柴野 正男	(出)
	8 番	菅野 富美恵	(出)
	9 番	中野 弘寿	(出)
	10 番	紺野 宏	(出)
	11 番	神長倉 正満	(出)
	12 番	若月 芳則	(出)

- 4 出席農地利用最適化推進委員 (11 人)

浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	横山 良男
浪江地区担当	川島 優	津島地区担当	関場 健治
幾世橋地区担当	安部 正之		
幾世橋地区担当	上田 順一		
請戸地区担当	脇坂 薫		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	3 件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	3 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権設定)	3 件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	3 件
議案第7号	令和 6 年度浪江町標準労働賃金協定表について	
議案第8号	浪江農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
事務局員	吉田 奈津子

議長

それでは、只今より 2 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 10 名でございます。また、推進委員数は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 2 番、鈴木委員および 3 番、山本委員にお願いいたします。
本日、営農型発電設備の設置の議案が複数ありますので、同一の申請地に関する議案は一括審議することとします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。
(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員

はい、幾世橋担当の安部です。譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんには、2月16日に電話にて確認いたしました。譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇に住んでいまして、今後も戻らないということで、現在所有している土地について思案していたところ、〇〇地区の圃場整備の契約の中に山林のほうがかかるということで〇〇さんに相談したところ、土地を購入してもいいという話の中で、今回の譲渡となりました。

〇〇さんは山林と畑、あと宅地も全部買ってもらいたかったんだけど、宅地を残して山林と畑を〇〇さんに譲るということに決めたそうです。

〇〇さんにつきましては、〇〇さんから相談を受け、自分で営農といってもただ消費するだけの野菜を作っていきたいということでした。震災後、草刈り等する中でトラクターとかは準備してありますとのこと。ただ、今回のような畑につきましては、私が保全してたんですけど、大変石の多いところなんで、ちょっと畑としては不向きなところもありますんで、確認したところ、今後整備して柚子の木を植えていきたいと話をしていました。

近くに家はまだ残ってるんですけども、戻っている人はいないんで、特に問題は無いかと思いますんで、審議のほうよろしくお願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（質疑無し）
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第１号１番に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第１号１番に原案のとおり承認を与えます。

つきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転 2 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員
会会議規則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。

(〇〇委員退席)
再開いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転
2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書 1-1 ページ 2 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の木幡推進委員より、親族に
不幸があったため欠席すると連絡がありました。調査結果は事務局に連絡あり
ましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局 木幡推進委員より聞き取り内容をお預かりしましたので、代読いたします。
譲渡人の〇〇さんに 15 日の 17 時に電話でお話ししました。〇〇さんの妹の〇
〇さんが、〇〇の〇〇さんと結婚していましたが、〇〇さんも子どもさんも亡
くなられて、〇〇の農地を〇〇さんが相続し、〇〇さんが亡くなられたため〇
〇さんが相続したが、〇〇家に返したい、ということです。
譲受人の〇〇さんとは 16 日の 16 時半に電話でお話ししました。〇〇さんは〇
〇さんの兄弟で、他の兄弟がみんな遠方におり、浪江にいるのは自分だけなの
で〇〇の農地を譲り受けることにしたそうです。〇〇で除染もまだされていな
いところもありますが、解除になったら徐々に農地の管理をしていきたいとお
っしゃっていました。
代読は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。
ここで、〇番〇〇委員の入室を認めます。
暫時休議します。
(〇〇委員入室)
再開いたします。

つづきまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件
賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書 2-1 ページ 1 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員

はい、浪江地区担当の緒形です。よろしくお願いします。

譲受人の〇〇さんには2月19日に電話のほうで確認いたしました。〇〇さん、移住者でまだ若手で、浪江にきてちょっと新規就農したいということで、サツマイモのほうをやりたいとのことでした。

農地なんです、〇〇地区で、同じ〇〇地区の委員の〇〇さんのほうのご紹介によって、農地のほうあてがってもらって、そこで開始するとのことでした。機械等は、今軽トラ、草刈り機しか持ってないんですけども、地区の農家の方に協力してもらおうのと、将来的に豆トラ等をそろえて規模を拡大していきたいという思いがありました。

今年の春から耕作等を開始していく予定だそうです。地域との調和要件なんですけども、地域の話し合いに参加して、農薬等は基準を守る、除草等はしっかりして、周辺と協力していくとのことでした。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書2-1ページ2番読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員

はい、先ほどの2-1と〇〇さん同じなんですけども。〇〇さん、〇〇に住んでいまして、こちら〇〇委員ご紹介のほうで農地をお貸しするということで〇〇さんのほうもなかなか農地の管理等は難しいということで、ぜひ管理してくれるならということでした。ぜひご審議のほうお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件使用賃借権設定1番、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審

議の件地上権設定1番及び議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書3-1・4-1・6-1 ページ読み上げ)

本件は株式会社〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。1月の総会の際に、当初は設備の下で農地でブルーベリーを栽培する計画でしたが、現地調査での指摘により栽培品目がヒサカキに変更になったことから、継続審議となったものです。

今回、株式会社〇〇〇の子会社である株式会社〇〇〇が被設定人となる営農型発電の事案が3件あるため、共通する資料を別冊にしてお送りしております。申請地の位置については6-10ページをご覧ください。県道〇〇線から少し西に入ったところで、農地の種類は農用地区域内農地です。

差し替えでお配りしている資料追加差し替えの②をご覧ください。先月の現地調査の際に、排水対策について指摘があったことから明渠を作り西側の既存排水路に排水するという計画となりました。現地で排水管の位置や、明渠の詳細の図が誤っていることがわかったため修正がありました。

営農計画の差し替えですが、当初3月に定植を行うと記載されておりましたが、継続審議となったことから、3月定植が難しくなったため4月に定植をずらすということで、4月に変更となっております。裏面も同様に4月に定植に変更となっております。

調整状況報告書も差し替えでお配りしております。6-24ページの二人目の隣接農地の〇〇さんなのですが、2月16日電話にて事業を説明して、了承をいただいたという内容が追記されております。

一般基準の資力についての確認は、すべての農地転用の案件について、残高証明書等を提出いただき事務局で問題ないことを確認しておりますので、説明を省略させていただきます。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-23ページが確約書、調整状況報告書は差し替えとなっており、6-29ページが当該地での収支計画書となっております。

本案件は、議案3号1番及び4号1番は当委員会が許可権者となりますが、議案6号1番は福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の上野推進委員が体調不良のため事務局からお願いします。

事務局

はい、事務局のほうで聞き取りした内容につきましては、先月と同じなんですけども、所有者の〇〇さんについては浪江に帰還しないため、農地を手放したいということですので〇〇〇に依頼しているということです。株式会社〇〇〇については、役員の〇〇さんに確認とりました。営農の体制について整備しているところであり、除草等問題なく管理するように指導していくというお話をいただきました。

被設定人の株式会社〇〇〇の代表の〇〇氏に関しては、東北の復興に寄与するため、今回の事業を実施したいというようなお話をいただいております。以上となります。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 15日に局長はじめ、小澤委員、私、原田職務代理者も含めて、現地を確認してまいりました。前半にあったような品目が当日変わるとかいろいろ問題あって、経過は皆さんもご存じだと思います。当日は、基盤整備終了した地区ですからきちっとそこに基づいて、地域の農作業、保全作業、そういうものにはすべて協力するってのは確認いたしまして、特に隣接の田んぼが連なってる中の3枚なんですね。したがって、その残った部分を一人の人がやってるわけですよ。特任事業で、草刈りは一人の人がズラーっとやってたんですが、その中の3枚がこういう案件になった経過があります。

で、そうは言っても、本人は〇〇でお医者さんの通院もありまして、帰らないってことははっきり。組会を今度やるんですが、もう帰らないからそれをお願いするという返事をもらっております。いずれにしても今回は隣接の農地の管理、用排水路の管理、それから〇〇全体で行う保全作業、そういうものにはすべて協力して、それについてはちゃんとやりますと確約を取っておりますので、まあいいかなということで皆さん方にその辺も含めてご審議をいただければ幸いです。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい、9番。

中野委員 はい、9番中野です。6-24ページから調整状況報告書とありますけども、こういう中で、訪問したが家がない。浪江については当たり前だと思います。それなのにこういうの堂々と載せて、連絡取れなかったと、そんなこと許しといていいんですか。今までも多数あったけど、特に〇〇〇さんはやる方がいいかげんだから私はほんと憤慨しております。それと、排水について西側って言ってますけども、両方使えるように私はもう指示しております。でもここに書いてあるのは西側を使うことになったなんて。本来の排水は、パイプラインの入水路の脇にあります。ですから、東側に排水桝がついております。それなのにあえて西側、両方ってわかるけどもそんな話がないかと、そういうふうに感じます。それで、私水路維持管理組合のほうもやっておりますから、はっきり言ったんですけども水利費がかかりますからねということも申してあります。そういうふうに言ったことを書いていないってのは、自分の都合いいことしか書いて寄越さないのは、いいかげんだなと。まあそこら辺を憤慨しております。以上です。

議長 はい。6番。

小澤委員 補足です。あの、私も現地確認をいたしまして、今のその西側に排水するよというふうなところで、立ち合っていた業者の方に確認しましたところ、レベル的に西側のほうになっているということで、明渠もそういうような形で持っていて、西側に排水するよと。で今、9番中野委員のお話、確かに東側にも2ヶ所ありました。で、基本的には、片方は蓋が自動的に閉まるような意味合いみたいなのであったんですが、先ほど言ったようにレベル的に西側が低いんで向こうに持っていくっていう、そういうような説明を受けたところです。

中野委員 本来の排水は、給水桝がある南側にあります。だから従来はそこを排水として使ってたはずで。それがあえて、レベルだかうんぬんでなくて、地主さんが排水するために西側にあけた部分。だから3つあるうち、1カ所はないです、

現地には。

小澤委員 ありますよね。

中野委員 いや、無理にあけたんだあれ。俺は1月に〇〇〇から言われて立ち会って見えます。

小澤委員 3つはありました。

中野委員 3カ所ないです。私1月に立ち会ったときにはないんです。場所は、西側のことここにはありますねと確認しました。

小澤委員 直近で開けたっていう感じではなかったですね。

議長 暫時休議します。

（休議中）

それではよろしいでしょうか。再開いたします。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第3号1番についてですが、先行事例のヒサカキの営農状況や当該法人がヒサカキの収穫や販売に関して実績が無いことなどを踏まえ、権利を設定する農地の全てを効率的に利用することが可能か、また、周辺の営農環境へ支障を及ぼさないような管理が可能かという点で懸念があるため、ヒサカキの生育状況や当該法人の農地の管理について一定の期間注視する必要があります。確認できる段階で問題が無いか改めて判断する必要があることから、使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって議案第3号1番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。

つづきまして、議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第6号1番に賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって議案第6号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定2番、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定2番及び議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書3-1・4-1・6-1 ページ読み上げ）

本件も株式会社〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置については6-37ページをご覧ください。〇〇線から〇〇〇に入る道路沿いにあり、農地の種類は農用地区域内農地です。

こちら本日も差し替え資料を配布しております。定植時期が3月から4月となっております。また、土壌検査について現場で指摘がありましたことから、定

植前に土壌検査を行うと追記されています。6-39 ページに土地利用計画図があります。パネルの下でヒサカキを栽培する計画となっております。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-52 ページから設備の保守に関する契約書、6-55 ページが確約書、6-56 ページから調整状況報告書、6-59 ページが当該地での収支計画書となっております。本案件は、議案 3 号 2 番及び 4 号 2 番は当委員会が許可権者となりますが、議案 6 号 2 番は福島県知事が許可権者となります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 はい、大堀地区担当の桑原です。設定人の〇〇さんにつきましては、2 月 12 日に電話にて確認をいたしました。申請内容は書類のとおりです。ということで、先方からのお話もあり、今回の申請に至ったということでした。また、被設定人の〇〇〇さんなんですけど、取締役の〇〇さんに 2 月 14 日、電話にて確認いたしました。こちらも〇〇さんが申請した申請書のとおりです。ということで、よろしくお願いいたしますということでした。あと、〇〇〇の代表取締役の〇〇さんには 2 月 14 日、電話にて確認いたしました。こちらも〇〇〇さんがとりまとめをしておりますので、そちらに全てお願いしていますということで、よろしくお願いいたしますということでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 はい、同じ日に同じメンバーで現地を確認してまいりました。6-37、38 ページ開いていただきたいんですが、そこに現地の図面があると思いますが、それで、6-39 に配置図があるわけですが、現地で確認した際に、彼らはラインって言いますか、紐できちっと四方に軸立ててきちっとやったわけですが、現実に間違っただけとは言わざるを得ない。配置図から言えば、この太陽光自体がはみ出していくと、このラインから。そういう張り方をしておりまして、ちょっと今回は、これは信頼に値しないということで、継続やむなしという判断をしました。それから土壌検査なんかも必要じゃないかというご意見もございまして。そういう経過はありますが、基本的には公図の配置のライン引きとかそういうのは間違っているというところから、同じ会社がやっていることが少し軽率だなというような感じはいたしました。私も現地確認ではやはり保留ということに考えておりますが、皆さんでご審議のほうよろしくお願いいたしますと思います。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。本件については、ただいま説明ありましたとおり現地調査が不調でしたので、継続審議としてよろしいでしょうか。皆さんにお諮りします。杭の位置もちょっとあやふやなところもあって、さらに整地図が紐張ってある場所もかなりずれていてちがったということで、現地では、継続審議に値するでしょうという話になっておりますので、皆さんのほうからご意見お願いしたいと思います。

桑原推進委員 追加でご説明を。大堀地区担当の桑原です。私も現地のほうに確認させていただいたんですけども。先ほどの 12 番の追加の説明をさせていただくと、境界杭というのがちょうど南西側にあったんですけど、境界杭の 5m 東側に IP 杭

が打ってあったんで、青色の。役杭といわれるやつ。役杭は、境界とかそういうのは全然関係ないみたいな杭で、多分測量するのに中間点、測量の基点とするのに作った杭だと思うんですけども、どうもその境界杭と役杭を間違っ、基準点を間違っ、ロープを張った人が、東側にずれた形で太陽光のパネルの紐を張ったような認識をその時全員で確認しました。ですので、この基点となる境界杭から見渡すと、ロープを張った位置がはみ出しているんですよね、このエリアから。で、その役杭から見ると収束してるんですけど、どうも本当の赤い境界杭と、役杭として打った青い杭を間違っ、基準点を間違っ、んじゃないかというのが、現地で皆さんで見て、まとまった見解でした。それで行政書士さんのほうに間違っないかいということで、赤い境界杭からみるとどうしても出張っ、エリア外に出ているもんですから、そういう説明をして、行政書士さんのほうには申し上げたんですけども。行政書士さんのほうも無言で、何の返答もないという状態でしたので、確認してくださいということで。今回は現地のほうもこれ以上確認できないので、来月お願いするようになりますよねという話でまとまったということです。以上です。

議長 はい、その他皆さんから質疑ございませんか。はい、12 番。

若月委員 6-44 ページ開いてほしいんですが、これはその周辺に埋蔵文化財包蔵地内云々という文面で、これ県の教育委員会から出てる文書でございまして、そういうことも絡みますので、慎重に周辺の発掘には留意したいということもちょっと言ったんですが、やはり県が出したやつはそこも注意しろと言っているのにも関わらず、テープとかそういうものが全く素人の我々が見てもちょっとひどいなというイメージでしたので、これは継続という。まあ、行った人みんなそういう感じで合意してたと思いますが、委員会で最終審議をお願いします。

議長 はい、その他質疑ございませんか。はい、6 番。

小澤委員 その後なんか言ってきましたかね。業者か、行政書士か。連絡かなんかありましたか。

事務局 はい、その後何もありません。書類の修正だけはいろいろ来ておりますが、そこらへんは対応しておりますけども、現場に関しては特段連絡はありません。

議長 それでは、この案件については継続審議といたします。

つづきまして、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件使用貸借権設定 3 番、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件地上権設定 3 番及び議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。（議案書 3-1・4-1・6-1 ページ読み上げ）

本件も株式会社〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置については 6-67 ページをご覧ください。〇〇〇の南側に位置する田んぼで、農地の種類は農用地区域内農地です。栽培する品目はヒサカキとシキミです。本日お配りしている資料についてですが、定植時期が 3 月から 4 月へ変更とな

っておりまして、また、定植前に土壌検査を行うという文言が追加されております。6-69 ページが土地の利用計画図の差し替えとなっております。明渠の図が、現場でパネルの形と合っていないということで変更となっております。排水対策のため、うねを建ててサカキを植えるというような説明でした。6-77 ページから営農型発電設備の下部の農地における営農計画書の差し替えです。6-78 ページの農作業の期間のところ、定植時期 3 月から 4 月に変更になっております。6-89 ページの調整状況報告書の差し替えとなっております。区長の次の〇〇さんという二人目のところです。こちら隣接農地の所有者なんですが、2 月 19 日に本人の了承を得たということが追記されております。最後に追加で、〇〇〇でも試験栽培を行い、ヒサカキの栽培ができますということで、追加の資料の提出があったものです。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-82 ページから設備の保守に関する契約書、6-88 ページが確約書、6-89 ページから調整状況報告書、6-92 ページが当該地での収支計画書となっております。

本案件は、議案 3 号 3 番及び 4 号 3 番は当委員会が許可権者となりますが、議案 6 号 3 番は福島県知事が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の木幡推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、木幡推進委員からご連絡いただいておりますので代読させていただきます。

所有者の〇〇さんについては、なかなか連絡がつかなかったことから事務局から電話連絡をしております。〇〇さんの娘さんの〇〇さんという方が、今回の申請に関しては担っていたということで聞き取りさせていただきました。申請内容のとおりで、〇〇〇のほうに依頼しているというようなことを確認しました。株式会社〇〇〇の〇〇さんは近隣に迷惑をかけないように間違いなく管理をしますとお話いただきました。〇〇市でも営農型発電でサカキを栽培されていて〇〇推進員の自宅近くなので見てきましたが、ヒサカキがちゃんと植わっていました。

被設定人の株式会社〇〇〇は代表の〇〇さんとお話しました。太陽光は福島県では初めてですが他県では実施しているそうです。今回は特措法があるということで紹介あったため選んだということです。パネルだけよりは何か作物を作ったほうがいいと思い営農型にしたそうです。管理は管理会社と契約しているとおりです。会社は建設関係で出先が〇〇にあるので〇〇住宅や〇〇の社宅の建設にかかわったことがあり、近々〇〇でも仕事があり、こちらの方にはよく来ているとお話されていました。

お預かりしていたものは以上です。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員

同じメンバーで現地を確認してまいりました。特にそう大きな問題点は感じませんでしたが、再三業者には排水、用水、それに〇〇道路の脇ですので、初めて〇〇地区の水田で立ち上がる営農型の施設でございますので、やはりみんなの目が行く、完全に目が向く場所でございますから、後々の影響等を加味すれば、やはりきちっと用排水の管理。それから土手の草ね。そういうものの管理をきちっとやって、地域の営農組合も動いてますから、みんなに迷惑をかける

ようなことなんか絶対ないよということとは再三申し上げまして、後でいろんな資料も出してるようですが、ここについてはそう大きな問題はないという判断を確認したという感じでございます。ただ、最終的には委員会でご審議をお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、9 番。

中野委員 はい、9 番中野です。3-36 ページ、⑦加工。〇〇区に借りている作業小屋で管理、作業する、加工すると。それから下のマス目の下から 4 つ目。収穫物の販売・流通の方法、〇〇を通して出荷。〇〇で加工してんだからこっちの〇〇じゃないよな。あっちだと〇〇になるよなと。どっちなのかこれははっきり調べてください。

議長 はい、事務局。よろしくお願いします。

事務局 承知しました。

中野委員 販売先〇〇だけではわからない。その隣接してる場所に出しますからね。

議長 そうですね。栽培する現地については〇〇。で、調整する場所が〇〇なので、〇〇の縄張りが違うので。そこちょっと同じ〇〇ではありませんので調査お願いしたいです。その他質問ありますか。はい、10 番。

紺野委員 はい、10 番紺野です。避難指示が解除されてこれで 3 件目なんですけども、前はさほど思わなかったんですけども、今回 6-89 からの調整状況報告書見ると、人がいないというか、家がないっていう、これわかりきったことを平気で書いているけど、この現地調査のというか、周辺の住民への聞き取りってのは、どんな形で農業委員会としては提出しているのかっていう確認と、これが本当にまかり通れば、〇〇なんてほとんど解体されていないので、すべてこれで丸く収まるのかなっていう部分がちょっと不安です。あともうひとつがですね、実はこのサカキに関しまして、前々回ここに書いてある〇〇の現地調査をしました。そのときに、ここは高冷地なのでヒサカキ、サカキなんか育たないよといったときに、いや実は〇〇でやってるんだよってそのとき担当が言いました。ああそうですかと言って今回の資料出てきたと思うんですけど。実は私も何気なく〇〇の人に聞いたんですよ。こんなことやってるみたいなんだけどどうなのって言ったら、いやもう赤字決定、物になんかならないよって軽く言われました。だからその辺の状況は、先ほど〇〇さんが実は見てきたんだみたいなこと言ったんだけど、その辺の違いが本当にあんのかなって。ここに書いてあるのが 2022 年なので、あれから丸一年経ってるわけで 2023 年の写真が出てないっていうのもちょっと不安なので。本当に高冷地で、寒冷地でできんのかなってちょっとそれが不安で、あえて太陽光パネルだけに特化するのちょっと、いかがなものかなという不安があります。

議長 はい、事務局。

事務局 はい。紺野委員からお話ありました点、まずひとつ目が調整状況報告書のお家がないという点に関してです。こちらに関しては、避難してるので当たり前だ

というご意見が当然だと思います。少なくとも隣接の農地の方には必ず連絡を取ってくださいということを事務局では伝えまして、今回〇〇さんに関しては、住民課のほうですね、避難先、避難している方と連絡をして、電話番号を教えていいかどうかという調整をしていますので、ちょっとそのやり方で隣接の方とは調整してもらったところです。で、今後どこまで求めていくかというところはまた皆様からご意見いただきたいと思います。

あと、〇〇でのその栽培に関しましては、事務局では〇〇の農業委員会事務局の方に確認とりました。どうですかと確認したところ、寒さの問題ではなく、こちらでも夏場問題になりましたが、除草とか管理、田んぼで排水対策ですとか、そちらの管理の問題で生育状況が良くないということなので、まだその冬の寒さの原因なのか、そこはちょっと〇〇の事務局としてはわからないというようなお話をいただいております。よろしいでしょうか。

議長

その他質問は。はい、11 番。

神長倉委員

はい、11 番の神長倉です。訪問する家がないっていうのは、これずっと何回も何回も出てきてんですけど、書類を事務所に送れば、転送届を出してれば、手紙は転送するんですよ、全部。ただ、〇〇の住所にやった申請は、転送の届をしてないと、確か今年解除になったところは転送されないかもしれないですけども、大体転送されていきますんで、その辺もこうちょっとね時間かかるでしょうけども、そういう方法もあるっていうことで。はい。

議長

それではあの、郵送も含めて文書と、さらには電話連絡の両方兼ねて今後ちょっと対応していただきたいなと思いますので、その辺の指導をお願いしたいと思います。

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。電話の連絡方法なんですけども、例えば電話番号を聞きたい場合。役場の住民課が動いてくれるんですが。で住民課から確かに電話来るんですよ。なにに太陽光発電のどうたらこうたらですけど、電話番号教えていいですかと。で太陽光って聞いただけでいやだと言いますと、もうそこでシャットダウンされます。という状況が多いんじゃないかなという想像です。私の。

役場のほうが、なににの太陽光の方から問い合わせがあるんですけども、そちらに電話番号教えていいですかって聞きます。その時に、私は今まで嫌だと言ってましたんで、いいですと言ったときないんで。という状況があります。

議長

はい、ありがとうございました。その他質疑ありませんか。

(質疑無し)

それでは、質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第 3 号 3 番についてですが、議案第 3 号 1 番と同様に使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 3 号 3 番については権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。

つづきまして、議案第 4 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号3番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第6号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第6号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書5-1ページ 1番読み上げ)

申請地の位置について5-9ページをご覧ください。都市計画用途地域内で第3種農地となりますので、立地基準は問題ありません。周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-25ページが確約書、5-26ページからが調整状況報告書となっております。

本案件は、3000㎡以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員

はい、浪江地区担当の緒形です。こちら現場2月15日に現場確認を行いました。電話確認は2月19日に〇〇さん、〇〇〇さんに確認しました。〇〇さんなのですが、後継者もいなく、避難先より戻ることの計画もないので、太陽光発電の方に譲り渡すということを決めたそうです。〇〇〇さんなのですが、こちらきちんと管理することと、地域等きちんと入り込んで管理のほう行くとのことでした。以上になります。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員

はい。先ほどの若月委員のほうと同じで、同じメンバーで行いました。

今回申請地〇番については農地としては東端というふうなことで分断等は発生しないというふうに考えてます。で、5-10ページですが、〇番。ここは宅地で建物が建っております、実際のところこれは直接関係ないかもしれませんが、10時くらいまでは日が当たらないところなのかなと。ですから、その太陽光設置者が現地をどこまで見て判断をしているのかなってそこちょっと疑問な点はありましたが、農地等への影響等々は無いというふうに判断いたします。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい、10番。

紺野委員

ちょっとひとつだけ不安があるんですけども、この部分って、〇〇のそっちですよね。私たちがいるところの左側ですよ。ここにこれから〇〇がどんと建てるんですよ。って思ったときに、全体的な景観ってあるんじゃないのってことです。我々が思う以上に。他から来た人と違って。というときに、こっちが田んぼでこっちが雑草地でこっちがパネルでって、ここにちょっとした住宅地があってっていう、そういった一貫したものがないと思ったんです。

よ。もう少しこう、折角〇〇が〇〇持って来てくれたんだから、全体的に構想で、この一角をどうしましょうっていう、町を、都市づくりってか、景観づくりってものを考えた上でこういったものを進めるべきなのかなってふと思ったんですよ。折角の〇〇の〇〇側開発なので。そういったものを、我々としてはどうすればいいのかなって今ふと思ったので、ちょっと疑問点だけでした。

若月委員 あの、紺野委員が言うように、町全体の大きな計画、それに地域とかね、きちっと後でそれ以外になるとかっていう、総合的な見解みたいなものを役場当局で総合的に判断して……

山本委員 ちなみに入っていない。入っていないから。

若月委員 じゃあ入っていないのね。
その辺を将来的なことを考えたときに、何年もあっかもしれないからね。だからそういうところは役場のそういう部署と総合的な将来性を考えた討議とかなんか求められる時点だかもしれないんで。これは要望ですが、そういうのもわかればね、努力していただきたい。

議長 はい、事務局。

事務局 はい。ご意見ありがとうございます。今のところはですね、今回の対象地、住居系の用途地域が入っているということで、町全体としては住む場所として誘導していくという今の都市計画上の位置付けになっております。
今 10 番委員がおっしゃったように、ある程度使い方を確定して進めるほうがいいというのはあるんですけども、やはりそれは相当ですね、確かな情報ではないと、皆さんの権利を制限することになるので、今実際動いているのは〇〇前であったり、今後は〇〇周辺で具体的な計画が立った時にやはりあの地域の説明会をして、今後利用の制限をお願いするっていうような段階になってまいりますので、町全体っていうとなかなか今すぐとは厳しい状況かなというふうに思っておりますが、議論していくのは重要なことだと思っています。

小澤委員 ガイドラインでは、この部分で精いっぱいなのかなと。逆に言うと、条例を制定しない限りはなかなか、太陽光に関しても問題っていうのは解決しないのかなと。非常に難しい問題なのかなというふうに思いますけどね。参考までに。

議長 はい、ありがとうございます。そのほか質問ございますか。

それでは質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 5 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 5-1 ページ 2 番読み上げ)
申請地の位置について 5-39 ページをご覧ください。〇〇墓地の北側の畑で、

農地の種類は、周辺を山林や宅地、雑種地に囲まれており、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。5-40 公図をご覧ください。ピンクで示してあるのが申請地の畑で、青が併用地の山林、雑種地となっております。

本日差し替えの土地利用計画図をご覧ください。フェンスの記載がわかりづらかったので差し替えをしております。周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。

本案件は、3,000 m²を超える案件ですので、委員会で承認後は福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴取したのち、意見を付して県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

はい、酒田・西台地区担当の田中です。5-1 ページのほうには〇〇さんの名前が書いてあるんですけど、お姉さんのほうが電話のほうで確認を取ってくださいということで、2 月 14 日にお姉さんのほうの〇〇さんにお電話差し上げました。妹と二人でこの土地を相続したんですけども、もう今後帰る予定もない、耕作する人もいないということで、管理しかねないので、今回お話が来たので、譲渡することに決めましたということでした。

譲受人の〇〇〇さんのほうは、担当の〇〇さんのほうに電話で確認をしまして、今回、この申請を出されていることお間違いないですかということを確認を取って、間違いないという確約を取っております。たまたま土地を探していたところ、手放したいっていう方がいたということで、今回の話に至ったそうです。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員

はい、6 番です。19 日、先ほどのメンバーで現地を確認いたしました。ひとつは担当の〇〇さんからの話ですと、農地に対しての太陽光は初めてなんだけど、それ以外、〇〇においても設置してるといふようなことで初めてではないと何か所目かだよというふうなお話で、管理等々については従来設置したのと同じように対応しますというふうなお話がありました。それから、私の勉強不足で、今回の景観条例の絡みがついてましたんで確認をしまして、太陽光パネルは景観条例では建築物じゃなくて工作物だよというふうな定めで、1000 m²、要するにパネルの面積が 1000 m²を超える 2376 m²というふうなことなんで、景観条例の通知書を添付したというふうなことのようです。で、この景観条例では、特に問題は無いというふうなことで記載されております。それから、周辺農地への部分では、問題は無いかなというふうに捉えてます。以上であります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 5 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 5-1 ページ 3 番読み上げ)

申請地の位置について 5-66、5-67 ページをご覧ください。5-67 ページの公図でピンクの箇所が申請地である畑で、青で囲まれている宅地が併用地です。農地の種類は、周辺を山林や宅地、雑種地に囲まれており、小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-82 ページが確約書、5-83 ページからが調整状況報告書となっております。

本案件は、福島県知事が許可権者となりますので、委員会で承認後は意見を付して県へ進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、高田推進委員から所要により欠席するとの連絡があり、聞き取り内容を事務局で預かっていますので、願います。

事務局

高田推進委員からお預かりしましたものを代読させていただきます。

譲渡人〇〇さん 86 歳に、2 月 15 日(木) 13 時 10 分に、三女の娘さんと電話で確認しました。〇〇さんは体調不良で現在入院中です。三女の娘さん夫婦が近くに住み面倒をみており、財産も管理しています。浪江に戻る予定はないため、今回の売却を決めたとのこと。残る農地についても太陽光発電用地と考えているそうです。今回の申請地については、近隣農地に影響を及ぼさないと考えられ、また農振除外地ですので問題はないと考えられますとのこと。譲受人の株式会社〇〇〇については、担当者の〇〇さんと 2 月 15 日(木) 13 時 30 分、今回の申請について電話で確認しました。お預かりしていましたものは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員

はい、6 番です。当日、同メンバーで行いました。先ほど事務局のほうで説明がありました通り、周囲が山林、宅地であって、〇番はフラットな形なんです。〇番については急斜面的な形で、そもそも畑というふうにはなっているんですが、物を作るような状況ではそもそもなかったのかなというふうな形で確認いたしました。あと前面が道路ですので、特に問題は無いのかなというふうに思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 5 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 7 号令和 6 年度浪江町標準労働賃金協定表について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 7-1、7-2 ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 7 号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 7 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 8 号浪江町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 8-1 ページ 読み上げ)

今回は、法改正に併せた文言の修正、追記でありまして、指針の内容につきましては、3 年ごとに見直すこととなっておりまして、次回令和 6 年度に内容の見直しを行うこととなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 8 号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 8 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

それでは、2 月定例会を散会といたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 2 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 3 時 45 分

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____